

○佐渡市下水道事業運営協議会開催要綱

令和3年11月1日

下水道事業管理規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、佐渡市の公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の各事業（以下、「下水道事業等」という。）の適正かつ円滑な運営に資するため、佐渡市下水道事業運営協議会（以下「協議会」という。）を開催するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 下水道事業等の計画に関する事項
- (2) 下水道事業等の経営に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が必要と認める事項

(参加者)

第3条 管理者は、次に掲げるもののうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 識見を有する者 6人以内
- (2) 受益者から選出された者 6人以内

(座長)

第4条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めるものとする。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 管理者は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催通知)

第6条 管理者は、協議会の開催日時、開催場所、協議案件その他重要な

事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第7条 協議会の参加者及び関係者は、協議会中に知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会が終了した後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、上下水道課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。